

令和3年8月

結城市教育委員会定例会議事録

結城市教育委員会

令和3年8月結城市教育委員会定例会

- 日 時 令和3年8月25日（水曜日）
- 場 所 結城市役所 大会議室2
- 出席委員 黒田光浩教育長
岩崎勤委員（教育長職務代理者）
中村義明委員
赤木信之委員
北嶋節子委員
- 教育委員会事務局
教育部長 飯田和美
学校教育課長 大木博、指導課長 久下英彦、
生涯学習課長 斉藤伸明、学校教育課学務係長 小林洋一

1 付議案件

- (1) 議案第25号 結城市立小学校教職員人事異動内示の応諾について
＜非公開＞
- (2) 議案第26号 結城市いじめ調査委員会委員の委嘱について
＜非公開＞
- (3) 議案第27号 結城市奨学基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- (4) 議案第28号 結城市奥順奨学基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- (5) 議案第29号 乙女屋本店奨学基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

2 報告事項

- (1) 報告第31号 教育長報告について

学校教育課長 それでは定刻前ではございますが、皆さんおそろいになりました。また、傍聴者の方10分前までに来ることになっておりまして、誰もいらっしゃいませんので、ただいまから8月の教育委員会のほうを始めさせていただきます。

まず、黒田教育長より開会宣言のほうをお願いいたします。

教育長 皆さんこんにちは。

本日の出席委員は5名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年8月教育委員会定例会を開会いたします。

議事に入る前に、定例会の会議録署名人を指名いたします。

赤木委員さんに署名をお願いします。

赤木委員 はい。

教育長 よろしくをお願いします。

それではこれより議事に入ります。

本日の議案は5件でございます。

議案第25号、26号はどちらも人事案件についてでございますので、結城市教育委員会会議規則第15条ただし書きの規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎議案第25号 結城市立小学校教職員人事異動内示の応諾について

<非公開>

<非公開部分削除>

◎議案第26号 結城市いじめ調査委員会委員の委嘱について

<非公開>

<非公開部分削除>

◎議案第27号 結城市奨学基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

◎議案第28号 結城市奥順奨学基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

◎議案第29号 乙女屋本店奨学基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

教育長 次に、議案第27号、28号、29号については、関連がございますので一括上程いたします。事務局より提案説明をお願いします。

学校教育課長 議案書 5 ページをご覧ください。

議案第 27 号 結城市奨学基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

上記議案を提出する。

令和 3 年 8 月 25 日提出。結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

7 ページをご覧くださいになっていただけるでしょうか。

結城市奨学基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての改正案と現行になっております。左側が改正案になります。第 5 条第 2 号につきまして、「大学、短期大学、専門学校、その他これらと同程度の学校に在学する者であること」と書いてあるものを、「入学または在学」として、入学を加えております。在学していなくても入学予定である者というふうな意味でございます。

第 3 号、「健康で人物、学業共にすぐれており、在学する学校長の推薦があること」につきましては、「人物、学業共にすぐれていること」というふうに健康を省いたのと、「在学する学校長の推薦」を省かせていただきました。

続いて、第 7 条についてですが、奨学資金の貸与期間は、「当該奨学資金の貸与を受けようとする者の在学する学校における」と書いてありますが、こちらに「入学」を加え、「入学または在学する学校に」というふうに変えさせていただきます。

まず、ここまでの改正についてですが、主な改正点としては、「入学、在学する者」と、「入学し、在学する者」というふうに変えさせていただいております。この内容につきましては、奨学生の選考審議会の中でも、一番お金のかかる時期、恐らく 3 月の時期だと思うんですけども、その時期に貸せるように条例のほうを変更したほうがよろしいのではないかということで、そうすると在学中というふうな文章ですと、当然 3 月中はまだ在学しておりませんのでお貸しすることができないと。入学予定である場合はお貸しすることができますので、このように入学というふうな言葉に変えて、なるべく早く奨学金を貸せるような、というふうな形で条例の改正をしております。

また、3 号について、健康でというふうな頭の書き出しなんですけど、これ、健康でというふうな言い方で、心身的な条件を付してしまう表現は問題があると考えられますので、健康を省かせていただいたと。それと、在学する学校長の推薦なんですけど、予備校も在学といえは在学かもしれませんし、自宅で浪人している場合は在学する学校長がおりませんので、この文言を外させていただいたというふうな形でございます。

続いて、8 ページをご覧ください。

返還の規定がありまして、ただし、停止の理由に奨学生が入学しないことによるときは、直ちにその全部を返還しなければならないというふうな一文を加えさせていただいております。入学予定者を貸付対象者に加えま

したので、仮にこの方が入学しない場合で、もう既にお金を支払ってしまっている場合はすぐに、入学しない場合は返還してくださいよというふうな規定を加えさせていただいているところでございます。

以上が議案第27号 結城市奨学基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

続きまして9ページ。

議案第28号 結城市奥順奨学基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

上記議案を提出する。

令和3年8月25日提出。結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

同じように、11ページをご覧ください。

11ページの第5条第2項第2号、第3号については同じ内容でございます。第7条についても「入学する」を加えた同じ内容でございます。それから第11条の返還規定を加えたものも同じ内容でございます。先ほどご説明したものと同じ内容でございます。

続きまして進ませさせていただきます。13ページ。

議案第29号 乙女屋本店奨学基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

上記議案を提出する。

令和3年8月25日提出。結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

15ページを見てくださると、先ほどから説明差し上げたのと同じで、第5条第2項、第3項が同じ、第6条が同じ、第7条についても同じ。続きまして、次のページの第11条についても同じ。第14条の償還免除というところで第3号として、その他規則で定められるものというふうに書かれていたんですけども、償還免除規定につきましては、特に規則で定めてございませんし、これから定める必要もないかと思っておりますので、第14条第3号は省略をさせていただいております。

以上が議案第27号、議案第28号、議案第29号についてのご説明でございました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長

ありがとうございました。

ただいま事務局から、議案第27号、28号、29号の説明がありましたが、ご質問等ございましたらお願いします。

岩崎委員。

岩崎委員

今回のこの改定についてなんですけれども、今期の奨学金の対象者の審査会のときに出た意見を早速そのとおり入れていただいて、このように改正をしていただけたということで、すごく、次の来期は非常に、対象者も非常に助かるというふうに感じました。本当にありがたいですね。ありがとうございました。

以上です。

教育長

そのほかいかがでしょうか。

赤木委員 じゃ、よろしいですか。

教育長 赤木委員。

赤木委員 それぞれの条例の中で、先ほど大木課長さんからも説明のあった第5条の第3号についてご配慮いただいております。それと、同じ第11条の中で、奨学生が退学し、または奨学資金の貸与を辞退し、もしくは停止されたときとあるんですが、この停止されたときってどういうときの場合に生じるのかな。

学校教育課長 これ、例えば、今7ページの第11条をご覧になっていただくと、一番最後の文章で、停止されたとき（第9条第1号の規定により停止されたとき）というふうに載っております。第9条第1号がここでは省略してあるんですが、第9条につきましては、例えば休学をしたとき、保護者が本市外に転出したとき、疾病等のため生業の見込みがなくなったとき、学業成績または素行が不良となったとき、奨学資金の貸与を必要としない事由が生まれたときなどが停止の条件としているところでございます。

赤木委員 そうすると、それは教育委員会判断で停止、命令と言ってはあれですけども、停止が本人に届くわけですか。

学校教育課長 そうですね、この条例に従いまして停止の措置をとるというふうな形になります。

赤木委員 ありがとうございます。

教育長 そのほかいかがでしょうか。

岩崎委員 岩崎委員。

岩崎委員 この議案が通って、その後もう夏を過ぎると、これからAOだの、それから推薦とかというふうになってくると、どんどん奨学金を希望する方は早く情報が知りたいと思うんですけども、この後はどういうふうな感じに、そういう対象者の人に通知とかという段取りになるのでしょうか。

教育長 事務局。

学校教育課長 まず、こちら教育委員会で決定をしていただきますと、その後に条例でするので議会に上程いたしまして、議員さんの中でも決定をしていただきます。それが9月になります。9月の議会が終了しましてから、これを一般的に開放することができます。それによりまして、その募集の方法なりを、ホームページでお知らせするというふうな形で、今年度もう一度審査会を、来年度入学する方に向けて実施するというふうな流れになっております。

岩崎委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

(発言する者なし)

教育長 では、質問がなければ、各議案について1つずつお諮りいたします。

まず、議案第27号 結城市奨学基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

教育長

ありがとうございます。挙手満場。

それでは、議案第27号は原案のとおり決定いたします。ありがとうございます。

続いてお諮りいたします。

議案第28号 結城市奥順奨学基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

教育長

ありがとうございます。挙手満場。

それでは、議案第28号は原案のとおり決定いたします。ありがとうございます。

続きまして、議案第29号 乙女屋本店奨学基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

教育長

ありがとうございます。挙手満場。

それでは、議案第29号は原案のとおり決定いたします。ありがとうございました。

以上で本日の5議案は全て決定いたしました。ありがとうございました。

◎報告第31号 教育長報告について

教育長

続きまして、次第の4、報告事項に入ります。

案件は報告第31号 教育長報告についてのみとなります。

まず、私のほうから報告させていただきます。資料の18、19ページをご覧ください。

まず、1番目の新型コロナウイルスに係る学校の今後の対応ということで、最新の情報で、昨日入ったものですから書いていませんので、私のほうから口頭でご説明申し上げたいと思います。

まず、学校の対応ということで、8月17日から31日まで茨城県の非常事態宣言ということで、8月16日の記者会見で8月31日まで。そして、その後すぐに国からの緊急事態宣言ということで、8月20日から9月12日までということが発出されたかと思うんですが、昨日、県の教育委員会のほうから連絡がありまして、茨城県の県立高校、小・中学校は、9月1日から9月12日まで臨時休校の措置を取りますと昨日ございました。今日臨時の校長会を開いて、この後市のコロナ対策会議のほう開催させていただいて正式な決定で、午後5時を目安に保護者の方にマチコミメールでそのことを流すという、そういうような手順になっています。

まず、そのことにつきまして、飯田部長のほうから別紙資料で説明よろしいですか。

教育部長

今の教育長のほうからお話がありました、今日臨時の校長会を開いていただきまして協議していただいた内容についてご説明いたします。

まず、先ほどお話があったように、9月1日から12日までを臨時休業するということで、その間の期間の対応といたしましては、まず1点目として、9月1日は児童・生徒に登校してもらい休業の準備をしてもらう日と定めまして、1日は登校してもらおう。夏休みの課題提出や臨時休業の際に行う課題、プリント等の配付等を行うということでございます。

2点目としては、部活動についてはその期間全面休止。

3点目として、その期間に予定されておりました遠足とか宿泊学習については再延期ということでございます。また、9月中に予定されている13日以降の遠足、宿泊学習についても再延期ということで考えているということでございます。

また、4点目として、児童の一時預かりということで、これまで臨時休業をした場合に学童保育の接続として、小学校1年生から3年生までの児童で、どうしても家庭で子どもの面倒を見ることができないという家庭につきましては、学校でお預かりすると。それで学童のほうに接続するというような措置を取っておりましたが、今回については学童保育が時間を繰り下げて見ていただけるというところで、学童登録者については学童のほうで、日中保護者の方が迎えに来るまで見てくれるというところで、それ以外に学童保育に登録していない方については、学校で一時預かりを行うというところで現在考えております。

期間については、今の臨時休業の期間、1日から12日まで。対象は小学1年生から3年生の児童。時間につきましては8時30分から15時の通常の就学時間。あと、どのような方を対象にするかということについては、様々な対応を取っても家庭において児童の面倒をどうしても見ることができない家庭の方というようなことで考えておまして、先ほど教育長からのお話がありましたように、本日の夕方にマチコミメールで配信をいたしまして、希望調査などを行うというようなことで考えております。

以上でございます。

教育長

ありがとうございました。

教育長報告に戻ります。18ページをご覧ください。

ということで、学校の対応について大きく変更になりました。知事の記者会見ですが、本来でしたら今日か明日ということだったんですけども、27日に記者会見して、このことをマスコミに流すということになっているようです。ただ、27日だとあまりにも遅いものですから、教育事務所からも県の指示でとか、県知事の記者会見のとおりとか、そういうのはなしにして発信していただきたいということで言われています。

とにかく知事は、例えば9月1日を登校日にするんですが、そちらを登校日という言葉は使わないで、9月1日から3日の間を災害対応の準備期間ということで、とにかく災害だと思ってくれということを強調している

ようです。ですので、先ほど部長からありました一時預かりについても、本当に災害という特別な場合にのみ預かるということで、学校でもそれは協力させていただくということで、校長会でもお話をしていたところです。昨年度の預かりとは、今度は意味が違うということ、なかなか保護者の方にお話ししても分からないし、登校日じゃなくて、災害対応の準備期間と言っても、保護者の方は理解しがたいので、登校日という形を使うようにしております。ということで、9月1日だけ登校日になっているんですけれども、それも一応休校の間ということで、9月12日、1日を入れますと8日間だと思えるんですけれども、そちらを休校というふうにして対応しています。

また9月1日は、子どもたちが学校に来ますので、来る方法も、中学校は学年ごと分散して、午前中に1時間ぐらいずつ1年、2年、3年で登校するようです。小学校は全部、大きい学校もあるんですけれども、低学年の登下校がちょっと危険だということなので、そのときだけは時間を短くして一斉登校ということで対応するようです。そういうことで、休校中の学習とか何かは全部準備して、そちらで配付して学習に当たらせるということで、今のところ準備を進めております。

後でまた質問等はお受けしたいと思うんですが、続きまして、資料にはないんですけれども、12歳以上の予防接種の申込み受付が結城市でも8月24日、昨日から受付開始になっております。詳しくは結城市のホームページ等、お知らせ版に載っているんですけれども、そちらで実施しています。接種の実施時期が8月27日からを予定しているそうです。最初の頃は、今のところ小児科2病院と、あと12のクリニック、その中の6か所を選んで1日6人ずつということで、ちょっと少ないんですけれども、それでワクチン接種を始める。それはなぜかと言ったら、十分丁寧に説明してくださるお医者さんのところで、熱が出ちゃうんだとか、そういう風評被害を避けるようにして、とにかく安全に打てるんだよということを周りにいろいろと告知するというか通知しながら、だんだん増やしていく。そういうような形を取るようです。

特に小学校6年生、12歳以上ということで、時期がずれちゃうのがちょっと心配なんです。10月、11月あたりで終わりになればいいんですけれども、2月、3月あたりの誕生日の子どもが打てなかったら、ちょうど1月あたりから小学校6年生も受験が始まるものですから、それだと不公平があるということで、何とか早くしてくれということを教育委員会のほうからもお願いはしているところです。そういうことで、12歳以上の接種が始まったということで、一応個別接種という種類になります。

ということで、1番に今のところの新型コロナウイルスに係る学校の今後の対応についてお話をさせていただきました。

2番も大体同じようなことだと思うんですが、先ほど部長のほうから説明もありましたように、修学旅行、宿泊学習、遠足等の検討ということで、

資料をご覧ください。20ページです。今まで、そういうふうになっていたんですが、もう既に6月あたりに済んでいるところもあるんですけども、ほかのところはまだのところはこれだけたくさんありますので、9月12日までは強制的に延期させていただきました。今日臨時の校長会で9月中の遠足等も、学校行事も延期してくれということで、延期になっています。延期したからといって、宿泊を伴う、宿泊学習とか修学旅行、結城市はもう5月の時点で宿泊学習、修学旅行共に2泊ではなく1泊ということで、それはもう通知しているところですが、それも実施できるかどうかというのは、今後のことで検討しなければ分からないということで、非常に難しい状態になっていると思います。

今のところ、20ページにあるような、それをこれからまた変更になるということです。ですから、中止もあり得るということで、何でやらないんだとか必ず出てきますので、それを丁寧にそのときには説明するように、PTAの役員さん等にはあらかじめ連絡してくれということでお願いしてあります。

では3番、外国人生徒等への支援の充実、令和4年度開始ということで、一応教育委員の皆さんにも知っていただきたくて、ここに載せさせていただきます。資料の21ページをご覧ください。

外国人生徒等への支援充実ということで、日本語を母国語としない生徒も個々の能力を発揮できる教育体制を構築することで、地域社会の担い手を育成するというので、県から石下紫峰高等学校と、結城一高が指定されて、そちらで学校コンセプト、あと学習支援というところを県で進めていくということになっているようです。

学校のコンセプトということで、知・徳・体の健やかな成長を図り、社会性や公共心を備えた地域社会に貢献できる有為な人材の育成に努める。募集定員3学級120人のうち、特例枠として40人をその枠で募集すると。最初は40人ではなかったんですけども、何かここに来て40人になったようです。それをどういうふうにするかは、まだこの前説明に来てくださるということだったんですけども、ちょっとそれを受けていないので、詳しくは分からないんですが、一応結城一高さんのほうが、こういふことで県から指定されて、外国人生徒の充実を図るということになっているようです。

以上、お知らせをさせていただきました。

4番です。行事等その他ということで、まず全国総体、全国大会結果等、県総体総合結果の一覧ということで、まず22ページ、23ページには、茨城県総合体育大会の種目ベスト8以上が一覧になっていると思います。結城市の生徒は本当によく頑張ってくれたと思います。23ページは県民総合体育大会の中学校の総合成績ということで、上位20位、ここに入るだけでも大変なんですけれども、結城市、男子が結城中学校総合第6位。女子が総合第2位ということで、結城中学校が総合第2位。そして結城東

中学校が総合第16位ということで、非常によく頑張ってくれていると思います。今配付されたかと思うんですけども、関東大会、全国大会結果一覧ということで、そちらに載っております。昨日の柔道の個人で全競技が終了しました。そちらのほうで、関東大会、全国大会ということで、特に水泳では、水泳の全国大会で、結城中学校の男子400メートルメドレーリレー全国6位入賞、非常に素晴らしい結果だと思います。そしてその下、結城東中学校の女子400メートルメドレーリレーで、これも8位入賞ということで入賞しております。これら関東大会、全国大会につきましては、あと総体にはないんですけども、空手についても全国大会に出場しているようですので、そちらを含めて9月17日に市長の表敬訪問を計画しているところでございます。これが総体の結果です。後でご覧になっていただければと思います。

そのほか、(1)第72回北関東中学校野球大会、お世話になりました。優勝、結城東中。2大会連続ということでした。ちなみに、結城南中学校の優良校も2大会連続ということで、一応結城南中学校はベスト8に入っております。

(2)各中学校区小中一貫教育協力会議、8月4日に実施させていただきました。教育委員の皆さんにもご参加いただきました。本当にありがとうございました。特にこの中で、学校適正配置等について、教育委員会の学校教育課から説明をいただいて、先生方も本当にやっぱり役に立った、ためになったということをお話ししていました。ありがとうございました。

(3)3中学校生徒会交流会ということで、8月19日に小学生も交えて実施する予定でしたが、このコロナによって後日規模を縮小して実施予定というふうに延期しております。

(4)です。結城市通学路交通安全プログラムということで、これも8月27日、今度の金曜日に実施する予定でしたが、こういう状況ですので書面により実施ということでした。ただ、通学路に関しましては八街の事故等がありますので、もう一回各学校のほうできちんと点検をするようにということで指示をしたいと考えております。

(5)8月28日に実施される予定でしたサウンドフェスタ、延期になりました。山川文化会館の豊年盆踊りも中止になっております。

(6)新人市内大会が一応9月17日金曜日に予定されていたんですが、1週間一応延期して、9月24日に実施予定ですが、この新人大会も実施されるかどうかはまだ微妙なところです。

(7)今後の予定なんですけれども、10月8日金曜日に前期の終業式があります。10月11日月曜日が後期の始業式になっております。

(8)11月6日土曜日、令和2年度の成人式の予定です。本来でしたら3中学校の卒業生全部集めて一斉に実施する予定でしたが、午後から中学校区ごとに分散して実施ということで予定されております。

(9)11月19日、教育振興大会と人権講演会がありますが、こちら

も規模縮小を現在検討しているところです。

裏側をご覧ください。参考です。

令和3年度結城市議会第3回定例会が9月8日から9月24日まで。中身につきましてはご覧のとおりです。

2番、令和4年度茨城県公立学校教員選考試験の二次試験についてですが、この二次試験、本来でしたら8月20日から22日まで実施予定でしたが、こういう状況で8月27日、今度の金曜日から29日日曜日に延期になっております。ですからまだ二次試験は実施していないということです。

上をご覧になると、指導課の先生方に骨を折っていただきまして、8月10日、あと8月17日の2回面接、主に面接とか論文指導、あと集団討論についての研修会を実施させていただきました。受講者14名ということです。今年は特に、二次試験を受けるときに陰性証明書の提出というのが言われているということです。頑張ってもらいたいと思います。

そのほか、こちらには書いていないんですけども、新聞をにぎわせて、今学校でもちょっと対応しなければいけないと思うのが、教員免許更新講習、まだ正式決定なのかどうか分からないんですけども、新聞では2022年に発展的解消ということで、廃止ということで、23年度からは新制度がスタートするということと言われています。ですから、今年とか来年とか、あと2022年度までは実施するということなので、もう中止になるからやらないんだなんていうんじゃないで、それはやっぱり各学校できちんと把握して受講させるというふうに持っていかなかったら、これは免許の失効になってしまいますので、注意して指導していきたいと考えております。

以上、教育長の報告をさせていただきました。なお、追加報告として、スポーツ振興課長から結城市で事前合宿したカザフスタン空手選手についてお願いします。

スポーツ振興課長 それでは、私のほうからカザフスタン空手の事前キャンプについてご報告をさせていただきます。

カザフスタンの選手団一行は7月17日に来日いたしまして、19日月曜日から31日までの13日間、かなくぼ総合体育館で合宿を行ってまいりました。来結した選手はオリンピック出場選手5人と練習のパートナー9人、スタッフ6人の合計20人でした。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局の方針に合わせて行ってまいりまして、選手団一行につきましては、空港、ホテル、練習会場、あと食事会場以外の移動は原則認められなかったため、動線の隔離や貸切りのバスを使用し移動となりました。選手団と一般の人と接触をさせないようということが、この目的となってまいりました。選手団及び選手と接触するおそれのある担当スタッフ等は毎日PCR検査を行ってまいりましたが、結果全て

陰性でございました。

練習の初日の7月19日には、三役による歓迎セレモニー、簡単なものですが、顔合わせというような形ですけれども行いまして、市長が激励の言葉を選手たちに送っております。また、26日月曜日にはマスコミに向けて練習を公開いたしまして、30日金曜日には選手団のモルダガリ・アスカル団長より、市長に対してお礼の盾と置物が送られております。

また、8月1日の選手団一行が選手村に出発する際には、市役所前で見送りのセレモニーを行いまして、市民約200人が一行を見送っております。新型コロナウイルスの影響によりまして、カザフスタン本国でも見送りのセレモニー等が行われなかったということで、選手団一行はとても感激しておりました。皆様にお礼を申しました。

また、試合につきましては、皆さんのお手元にある結果なんですけれども、8月5日から7日までの3日間、日本武道館で試合が行われまして、カザフスタンの選手は銅メダルを獲得した選手が2名、あとほかの3名も入賞という形で終わりました。団長より結城市に対しまして感謝の言葉が贈られております。

以上でございます。

教育長

ありがとうございました。

私からの報告と併せて、ご質問等ございましたらお願いします。

赤木委員

じゃ、よろしいでしょうか。

教育長

赤木委員。

赤木委員

大きな1番に関する質問なんですけど、市内に勤務されている先生方のワクチン接種状況などについては把握されているのでしょうか。

教育長

事務局。

指導課長

結城市内に勤務している先生の数でよろしいですか。

赤木委員

はい。

指導課長

結城市内で県職及び市の職員を含め、子どもたちと接する機会の多い先生方、全部で390名を対象に調査を行って、2回のワクチン接種が済んだ先生が270名、ですから120名がまだということなんですけど、その120名の中でももう既に予約等をしていて9月ぐらいにワクチン接種する先生が93名。でするので、ちょっとまだ未定であるという先生が27名になります。ですから、未定の先生を除くと90%以上の先生がワクチン接種のほうを完了または予約済みという状況で、27名の先生については、持病があって主治医と相談しているとか、あとはちょっと若い先生でワクチン接種自体に不安があるという先生なので、ちょっと何回も声かけをして、できるだけ子どもたちの命を守るのでワクチン接種しましょうということで進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

赤木委員

ありがとうございました。

それから、大きな1番の一番最後に、夏期休業中の職員の在宅勤務の推

進ということで、このあたりについては結城市内に勤務されている先生方の取得状況、あるいは在宅勤務の内容等がもし分かれば教えていただきたいんですが。

教育長

こちらのほうは、私のほうから指示をしていますので、私のほうで答えさせていただきます。

政府も7割、8割削減ということで言っております。ですので、学校現場としましても学習に支障がない限り在宅勤務を認める。これは昨年度もやっていることでございます。ですので、在宅勤務の申請をして、9月12日までの間で在宅勤務をしてもらう。2学期というか、9月以降の学習の教材研究、そのほか自分の仕事、やること意外とたくさんあると思うんです。文章作成とかもありますので、そちらで無理なく在宅勤務を進めるというものです。

現在取っているというのは、この前お盆明けの23日にそのことを校長会に話したものですから、現在どういうふうにとられているかというのは分からないんですが、どんどん在宅勤務をやってくれということで、何割目標とか、そういうのも全然言っていないけれども、認めてくれということで指示はしているところです。

赤木委員

そうですね。やっぱり若い先生方に、その趣旨をよく理解してもらって、感染拡大を少しでも防ぐというところを理解していただくということが大事になってくるかなと思いますよね。若い先生が申請書を出すのが面倒くさいから学校に行く、なんて何の目的もなく来ていてもしょがないと思いますので、そういう趣旨をしっかりと理解できるように、伝達のほうをお願いできればと思います。

教育長

ありがとうございます。

赤木委員

それから、別の項目でもいいですか。

教育長

はい、どうぞ。

赤木委員

大きな3の外国人生徒への支援の充実ということで、地元結城一高も40人枠ということで指定をされているようなんですが、これは40人で枠を切っているということは、結城一高に外国籍の子の学級をつくるということなんですかね。それとも120人の中で40人ばらばらでも、それぞれの学級に所属するというようなことなんですか。特別な学級をつくるということじゃなくて。

教育長

そこまでちょっと今、具体的な説明がなかったものですから何とも言えないんですが、ただ40人、そういう生徒が集まるかどうかというのはちょっと、校長もそれは心配しているところです。

赤木委員

そうですね。40人集まるというのは大変なことだと思うんですけどもね。

教育長

もうちょっと詳しく、本来でしたら1週間前、19日に説明に教育委員会に来てくれるはずだったんですけども、そちらのほうがちよっと延期になってしまったものですから。申し訳ございません。一応こういうこと

があるということで。

赤木委員
教育長

ありがとうございました。

そのほか。

中村委員。

中村委員

やっぱりいろいろ考えていって、子どもたちに関わっている学校の先生方、それから地域の方々、トータルで考えていかないとならない事案がいっぱい出てきたと思うんですね、このコロナ対策で。知事が言われたように、災害だと。まさしく災害だと思うし、政府顧問の尾身会長さんというんですか。もう限界だと言っているんですね。結局、尾身会長の言動でも、もうかなりシビアなことを言っているんだけど、こうしなさい、あしなさいと具体的な指示はやっぱりできないわけですよ。それをやっぱりやっていかないと駄目だろうという、そういった今ムードがたくさんあちこちで聞かれている。

例えば、2点ちょっとコロナ関係で、さっき学校に関して、先生方の接種率、久下課長のほうからありましたけれども、これ、難しいんですけども、強制はできないというのは分かる気がするんですが、結局、大事な子どもを預かる、命を預かる。個人として考えたときに、打ったときに、既往症か何かがあって、打ったために、例えば命を本人がなくすと。そういうおそれがあるというのは、こういったものは別だとしても、何か私は打ちたくないとか、そういうふうな、実は私の近くにもいるんですよ。それは駄目じゃないかと私も言うんだけど。だから、その辺をちょっとどういうふうに考えていったらいいかというのは、もうやっぱり重大事案というか、災害級の事案なので、やっぱりちょっと考えてもらうということは、かなり必要になってくるかなと思うんですね。

それが1点と、あとやっぱり、さっき家庭内感染等が、感染が最近また増えてきて、これは当然だと思うんですよ。学校関係、要するに小学生、中学生のことに限っては、議論をよくしていきますよね。家庭の中を見たときに、例えば高校生がいたり、それから未就学児がいたり、たくさんいるわけです。もし、分かっていたら範囲なんですけれども、そういうコロナに対する対応を、未就学児というと幼児も含まれますけれども、例えば幼稚園生とか保育所に行っている子どもたちとか、そういう子どもたちへの対応というのがちょっと見えないんですね。管轄が違うからかもしれないんですが、そういったものが、高校生等は別にしても、未就学児へはやっぱり、そういうコロナに対する感染予防対策なんかの動きが分かれば、ちょっと教えてほしいんですけれども。その辺というのは分かりますか。

教育長

保健福祉部管轄で、未就学というのは、事務局どうですか。

飯田部長。

教育部長

ちょっと分かる範囲なんですけれども、まず陽性者の状況というのはあくまでも保健所からの情報提供とかがないと、こちらでも知り得ない情報ですので、それを前提にしてお話ししますと、まず情報があれば、その家

族がどういった家族構成になっているか、生徒がいるのか、児童がいるのか、あと保育園に行っている人がいるのかというところを内部で確認し、当然学校ですと教育委員会ですけれども、未就学児であれば、もしかすると保育所に行っている可能性もあるので、それは子ども福祉課に情報提供というか、情報共有いたしまして、できれば学校内感染を防ぐために、あらかじめそういった子どもの把握をして、その子どもは当然家族なので濃厚接触者になっている可能性が高いので、そうすると未就学児が行っている保育所とか、あと児童・生徒だと学校等で連携をして、その人が濃厚接触、本当は公にできないんですけれども、濃厚接触者となる可能性が高いので、例えば登園を控えるとか、学校には登校するのを見合わせるとか、そういったところは内部で情報の共有をして、少しでも学校内感染が起こらないように、防げるようにという対応はさせていただいています。

あくまでも、先ほど言ったように、情報が来ないと何もできないし、そういったものも、やはり今言ったように、感染、陽性者になって初めて来る情報でございますので、なかなか事前に対応するのは難しいという状況でございます。ちょっとまとまりがないんですけれども、以上のような対応はさせていただいています。

中村委員

ありがとうございます。

小・中が9月12日まで休みになります。まず、その統一なんですけれども、幼稚園の管轄はどちらでやっているんですか。教育委員会、事務局。幼稚園は同じですか、12日まで。保育所は。同じ。

教育部長
中村委員

保育所は通常どおり。

通常。その辺がどうなのかなと思うんですよね。

結局、これは難しい問題であると思うんですよ。例えば親御さんが働かなきゃならないと、食べていくためには。そのときに、じゃ預かる、一時預かりの問題じゃなくなっちゃうかもしれないし、とにかく預かってもらわないと仕事ができない。そうすると本末転倒だと。でも、でもというのはあると思うんですよね。結局感染防止のために。だから、例えばある極端な例で言うと、私は具体的なことは言えませんが、ロックダウンとか、そういうのも話題としては出てきているんですよね。そういったことをトータルで考えたときに、こういうふうにお願いしますという、その流れだけでは済まなくなってくるのが起きるかもしれないという、これ、かなり、例えば最大に悪い状況が広がった場合を考えたときに、普通そういうふうに考えますよね。ただ、こここのところに来て、やっぱり何か一つは、そういった情報が麻痺しちゃっているんじゃないかなという思いもあって、いやこれ、よく冷静に考えたらとんでもないことだという。最大限の予防策を取らなきゃ、これをやらなきゃ駄目でしょうという、そういったことがトップでやっぱり話し合われていないと、きっと何もできないと思うんです。それはきっとボトムアップだと思うんだよね。だから、そういったものをコミュニティとして、やっぱり行政の、市のこういう、行政

のほうから上げていくというのは、私は必要だと思うんです。

なかなか、コロナは手ごわいですよ。

ちょっと、分からないところで何だかんだ言っていて申し訳ないんですが、そういうちょっと心配があったものですから。

教育長

ありがとうございます。

久下課長、何か小・中学生の感染についてありますか。

指導課長

先ほど言っていたように、家庭内感染が非常に増えている状況で、今は自宅療養者という形で扱われてしまうので、感染者が仮に家族の中にも、そのまま子どもたちが同じ家族として生活しなくちゃならない状況が出ているんです。なので、我々指導課というか、教育委員会で小・中学校の子どもたちを対象に光を当てるとすると、家庭内感染で、例えば親が仮に入院できていたとしたら、逆に今度、子どもたちの食事はどうするんだという問題が起きてしまう。うちにいればいたで、感染をどう予防するかという問題が起きているので、ちょっとそういう状況を、先ほど部長さんのほうからもありましたけれども、家族状況を把握した上で、今の子どもたちの状況がどうなっているかということで、もしおうちの人がいなければ、電話連絡をしてご飯を食べているかどうかという確認をしたりとか、あとは家庭内感染状況があれば、どういうふうに対策をしているかというあたりを聞き取りながら対応しているというような状況です。それ以上は。

ついこの間も、大家族で1人が陽性になりました。最初検査したら全員陰性だったんです。何日か後に1人が熱を出したとあって病院に行ったら陽性になった。またしばらくして、何日かして病院に行ったらまた陽性だった。だから家族の中でどんどん広がっていっちゃうんです、家庭の中で。そういう状況が起きていると、濃厚接触者の子どもがずっと学校に来られない状況があるような状況なので、本当に今回の休校が延期になったというのは、もうしかるべき処置かなというふうに考えています。

以上です。

教育長

ありがとうございます。

市内の中学校でも、1人だけ、子が中学生だけ残って、全部陽性になっちゃったということで、だから、そういうときどうするのか。そうしたら、その中学生も陽性だったので、お母さんが自宅療養ということで2人で自宅にいる。これから恐らくそういうのが、お父さんお母さん、兄弟姉妹が全部感染して1人だけ残されるという、そういう事例が出てくるんじゃないかなと。そのとき誰がどういうふうに対応するのか。だから、そのとき誰がどういうふうに対応するのか。ちょっと私も今心配なところなんです。

中村委員

テレビ等のニュースでも、切実な問題ですよ。例えば、今、教育長が言われたように、家族がやっぱり、複数世代が住んでいたら、全部かかっちゃうわけですよ。テレビなんかでは、独り住まいの人が結局保健所と

か、それから医師のほうからの連絡を受けながら、空きベッドを待っていると。その間に亡くなっている。そんなことが、例えば家族全部隔離されているような状態で自宅療養。それで、悲惨なことが起きるとも限らないわけですよ。だから、そういったときに、どうしようもないじゃなくて、何をやったら一番いいのかなという。

私は政府がもっと、政府の話をしちゃうと話がちょっとでかくなっちゃって駄目なんだけれども、結局は、どうしようもないじゃ駄目でしょうと、結局、そういう状況をただ聞いているだけじゃ全然話にならないから、何をすべきかという。ベッドがなかったらベッドを造ればいいんですよ、とにかく。だから、そういったものが例えば、結城の医師会あたりでみんなで頑張っ、大きい病院を中心に何か特別病棟を造るとか、仮設でもいいから。そのくらいのことを結城の医師会あたりには、いい病院がいっぱいあるんだからやってもらえればいいかなと思って、病院さん、なかなか横の連絡があまりうまくいかないかもしれないんだけど、そういう何か手を打っていかないと、まず私は医療体制が一番大事かなとは思いません。皆さんだって、かなり気をつけてはいますよね。ワクチン接種したりとか、それからマスクをしたり、あまり外出しなかったりという。でもそれで、もうそういう行動規範にもっといちゃもんをつけて、もっとそれでは駄目だ、駄目だという。それはもう限度があるかもしれないです。だから、そういうのを、何か少し動きが取れないかなんていう思いはしているんだけど。とにかく、私らとすれば困ったものだという事しか言えないんですよ。

とにかく、子どもたち、とにかく私らの関わりで見ると、子どもたちの中からもなるべくそういう悲惨な状況を生まないようなそういう方策を、連携をできる範囲ですべて取っていったらなという感じではあります。

教育長

ありがとうございます。

中村委員の最初のご提案のワクチン接種について、私もやっぱり全く同じようなことを考えていまして、実は8月16日の知事の記者会見のときに、同じようなことを新聞社の方が知事に聞いて、ワクチン接種について、それは同調圧力とか、あとは人権問題にならないんですかと言ったら、知事が怒ったように言ったんですよ。この非常事態のときに、県民の命を守るのにそういう問題は当てはまらないと思いますよ。やっぱり、あんなほどということ、私も同じように感じて久下課長には、やっぱり小・中学校の先生方に、持病がある人とか、あとは宗教上どうしても打てないという人はいると思うので、そういう方を除いて、若い年代とか、どうしようかなとか、そういう年代には子どもの命を守るんだからということ、言ってくれということをお願いして、各学校の今何人打っているか、最初に数字があったんですけども、そちらのほうで。やっぱり我々教員もそういう意識になってやらなかったら、やっぱり中村先生がおっしゃったように守れないと思うんですよ。

ワクチンを打てば82%は感染しないということになっていて、感染するのは5%と、1回目打って5%で、2回目やった人は3%だけなんだと。だからそれだけ、あとは、私は分からないんですけども、打てば自分自身も軽くなるし、軽くなるということは、感染させる力も弱くなるのかなということで、だから、ほかに迷惑をかけないということでも、やっぱり最低限やることは、先生として、教員としてやるべきかなということで、それはすごく感じています。

中村委員

そのとおりなんですよ。それをやらなかったら、結局学校って先生と子ども、先生と親御さん、やっぱり信頼関係に基づいて、それがなかったら学校って崩壊するんですよ。その中で、先生の理由がそのような、納得できない理由で、例えば親御さんたちが納得できない理由で打たないという、それはもう信頼関係の構築を完全に壊すことになるので、とんでもない話だと私は、本当はもう少し怒りたいんですけども、本当なんですよ。そういうことだと私は思うんですね。

岩崎委員
教育長
岩崎委員

教育長。

岩崎委員。

今、中村委員さんの話に関連するんですけども、結城市で65歳以下のワクチン接種の申込みがあって、最初の日に予約を入れ、私は7月25日に第1回目を打ったんですけども、その前にたしか教員の特別枠というかあれで、集団でたしかやるというお話を伺ったと思うんですね。そこに仮にやらなかったとしても、そこからもう既に1か月あるわけで、その中で、その1か月間、要するに私はそこでやって、8月22日に2回目に行ったわけですけども、少なくともその前後のところ、その前の集団に入ればあれだろうし、先生たちは入れたわけだし、それが遅れたとしても、大体ほぼ同じぐらい、今月中には大部分の人は終わるのではないかと思ったんですけども、意外と私が思っていたよりも、2回目120人というところですけども、予約93人というのは随分遅い、ちょっと意識があれなのかなという。まだ予約の段階だという人が93人いるということが、ちょっと意識的には問題なのかなと。

それと、私の同じぐらいの年代の人で、結城市で50代でコロナで重症化になった人がいるんですけども、その人は「1か月の入院は、ものすごい苦しかった」と言っていましたよ。いろんな対処薬、点滴だと言っていましたけれども、それをやってそこから大分落ち着いて退院したんだというけれども、本当に苦しかったって、そういう話をしていましたので、だから、もちろん子どもたちもそうだろうし、ましてや先生方も感染のリスクというのは同じぐらい、誰も同じだけあるわけで、そういうふうに分がなったときも考えると、やはりもう少し意識を持って接種して、そういうふうに臨んでいただいたほうがいいのかと。

ただ、私の周りでも、今現在のモデルナとかファイザーよりも、国産のワクチンのほうがいいんじゃないかとか、それから接種率が上がればやら

なくても大丈夫じゃないのかという、そういう意見の人もやっぱりいます。いるのは事実だと思うんですけども、でも学校だけではなくて、今やっぱり我々の、一般の仕事とかビジネス的なところでも、営業とか来ていても、皆さん営業に来る人って、みんな接種の証明書を持っているんです。じゃないと何かあったときに迷惑かかってしまうので、必ずそれを持っているというより、携帯で写真を撮ってあるんですけども、そういうものを必ず持ち合わせて、それでも感染のリスクがあるんですけども、一応やることはきちんとやりましたよということを、そういう証明ができるような体制で、やっぱりそういう経済行為には臨んでいるので、やはり学校の先生方も、いろんな考えとかがあるとは思いますが、そういうことを少し考えていただいて、きちんとそういう予防とか、そういうのできる環境が国から提供されているわけなので、そのように臨んでいただければというふうに考えますので、よろしくをお願いします。

中村委員

強く言ってもらっちゃっていいんじゃないですか。それでも打たないというのは、強くやっぱり言い続けるということは必要ですよ。

教育長

そうですね。本当に岩崎委員さんとか中村委員さんからあったように、やっぱり教職員にもうちょっと当事者意識というのを持ってもらって、これは何もワクチン接種に限ったことではなくて、9月13日から学校が始まったらどうするのかって、それをやっぱり我々は徹底しなければいけないという、基礎、基本の換気とか手洗いとか、そういうものをもう一回先生方に徹底して、子どもたちを守っていくという当事者意識というのをもう一回つけていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。ありがとうございました。

北嶋委員、何かありますか。

北嶋委員

ここに来て、やっぱりコロナのことが本当に怖いという状況なんですけれども、私、仕事柄子どもたちと接しているのを見ると、それぞれの家庭でやっぱりお母さんがしっかり注意しているとか、熱を測ってきたり、うがいしているとか、マスクをしているかというチェックシートを必ず出してもらって、それで教室に入ってもらうんですけども、マスクをしていても鼻のところは出していたり、あと何日も使っているような汚いマスクをしている子もいたり、本当に家庭によって違うんです。

だから、学校に行ったときに、マスクをしているからいいかとかという感じで、もう正しいつけ方をしていないお子さんがいると、本当にしているというだけで全然予防にはならないので、本当に学校が遅れるというのは知らなかったんですけども、9月から始まったときに、こういうところもきちんと、みんな辛くても我慢してやっているんだから、誰も守ろうねという、うつってからじゃ大変だからねというふうに子どもたちに言っているんですけども、やっぱり守っていないご家庭はいつも決まったうちなので、そういうところ、先生方も言いにくいところもあると思うんですけども、各家庭で本当にしっかり予防対策をしてもらわないと、感染

してからでは遅いので、その辺のところをきっちり学校からも伝えてほしいなと思います。

教育長

ありがとうございます。

ありがとうございました。もしよろしければ、報告第31号については終了させていただきたいんですけども、よろしいですか。

(発言する者なし)

教育長

ありがとうございました。

では、これで本日の案件について全て終了いたしました。慎重なご審議、ご意見をいただきまして、本当にありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年8月教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時40分 閉 会

上議事録は事実に相違するところがないことを認め、下に署名する。

結城市教育委員会教育長

結城市教育委員会委員